

松 高 第 7 9 6 号

平成25年9月17日

指定居宅介護（介護予防）支援事業所 様
指定訪問介護（介護予防）事業所 様
松原市地域包括支援センター 様

松原市健康部高齢介護課長

同居家族がいる場合の訪問介護サービス等の生活援助算定について（通知）

平素は、介護保険事業にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記案件については、「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取り扱いについて」（平成21年老振発1224第1号）に基づくものであり、当該算定については適切なケアプランに基づき、かつ個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるべきものとされているところです。今回、当該算定における基本的な考え方や判断過程等について以下のとおり通知しますのでご留意下さい。

記

1. 基本的な考え方

利用者が1人暮らしであるか又は同居の家族等が「障害・疾病その他やむ得ない理由」により、家事をおこなうことが困難な場合に行われる、利用者（本人のみ）に対する調理、洗濯、掃除等の日常生活の援助（**家族に障害等があっても共有部分の掃除、家族の調理・洗濯等はできない**）

2. 判断過程

① 同居家族等の有無の判断

同じ家屋であるほか、二世帯住宅、同一敷地内に居住している場合は同居と判断する。ただし、一律・機械的にではなく、家族の生活実態等も勘案し判断する。

② 同居家族等の障害・疾病の有無の判断

- ・ 単に障害者手帳の有無のみを確認することではなく、障害や疾病によって家事を行うことが困難であるか判断する。
- ・ 障害や疾病がない場合には、同様のやむを得ない事情があるかどうか判断する。
《例》 a) 出張等により家を不在にすることが多い仕事をしている。
b) 介護疲れなどのより共倒れなどなど、深刻な問題が生じる可能性がある。

- c) 家事を行うことで家族関係に深刻な問題が生じることが明らかである。
- d) 日中独居の場合などが考えられるが、日中独居で家族等が不在にする日中行わなければ、日常生活に重大な支障を来す可能性がある場合で、家族に負担をかけられない、頼みにくいなどの理由だけでは算定できない。

3. 留意事項

同居家族がいる方について、生活援助を算定する場合は、なぜ同居家族が行うことができないのか、なぜその内容・時間・回数でサービス提供が必要なのかを明確に居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けた上、サービス担当者会議で最終的な判断をして下さい。判断に迷う場合は高齢介護課までご相談下さい。

※別添にて、第三者が見たときに明確な説明ができるように「同居家族がいる場合の生活援助算定確認シート」を作成しております。参考にしていただきご活用ください。

松原市健康部高齢介護課 認定係 担当：木村 電話：072-334-1550 Fax：072-337-3052 E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp
